

平成 30 年 11 月 27 日

築上町長 新川久三様

築上町庁舎建設検討委員会

委員長 **北村速雄**

築上町新庁舎建設基本構想・基本計画の策定について（答申）

築上町庁舎建設検討委員会は、平成 30 年 6 月 5 日付 30 築財第 060501 号で諮問を受け、平成 30 年 11 月 27 日までに計 8 回にわたり委員会を開催し、議論を重ねてまいりました。委員会として、築上町新庁舎建設基本構想・基本計画の策定について、次のとおり答申いたします。

#### 記

委員会の意見を取りまとめた結果、現庁舎は建設から 50 数年が経過し、耐震性をはじめ様々な問題を抱えており、今後ますます多様化する行政需要に対応するためにも、新庁舎の建設は避けられない課題であり、「築上町新庁舎建設基本構想・基本計画（案）」については、妥当であると判断いたします。

但し、委員会として、新庁舎建設を進めるにあたっては、可能な限り建設事業費及びライフサイクルコストの削減に努めること。併せて、新庁舎に要望すべきこととして、別紙「要望事項」を提出し、この要望が新庁舎の建設に可能な限り反映され、質の高い住民サービスの提供や防災対策の拠点としての機能を担い、住民の安全・安心を確保するとともに、住民が誇れるシンボルとして親しまれる庁舎の実現に向けて整備を推進されることを期待します。

また、基本設計（案）策定時に、築上町庁舎建設検討委員会の意見を聞く機会を設けて頂くこと。及び建設工事の進捗状況をホームページ・広報誌等で随時、町民に周知するよう要望いたします。

以上

## 要望事項

共通事項 ○ 不特定多数の利用を考慮して、ユニバーサルデザインにより設計を行うこと。

サイン	高齢者、子ども、障がい者、外国人など誰もが分かりやすい表示にし、見やすい位置、高さを設定し、色、文字サイズ、言語等すべての人に配慮したサイン計画(点字誘導や点字プレート、多言語表示ほか)とすること。また、将来の各課配置等の変更に対応できるように、マグネット等を活用したメンテナンス可能なサインとすること。
情報提供等	来庁者に対する情報提供や展示・啓発が行えるよう、ピクチャーレール、電子掲示板等による情報提供設備等を適宜設置すること。
通路等	バリアフリー化を基本とし、車椅子等の利用者に配慮したゆとりある通路幅等を確保すること。
床	設備機器・機械等を設置する特殊な部屋等を除き、原則として庁舎内の床は、フリーアクセスフロア・OAフロアとすること。なお、床暖房の設置を検討すること。
室間の壁	執務室・会議室等の仕切りは防音機能を備えたフリーパーティションを採用し、将来の改編に容易に対応できるものとする。
各部屋出入口の扉	各部屋(執務室・会議室・議場等)への出入口は、原則として横スライド式扉の採用を基本とすること。
昇降機(エレベーター)	来客用・業務用の2台とし、来客用は車椅子利用者の利便性を考慮した貫通2方向型、業務用は緊急搬送に備え、ストレッチャーが十分入る広さの物とし、停止階の設定ができる機能を有すること。
執務室	執務室内は、車いすでの移動や杖での歩行が可能とすること。
敷地内地盤	敷地内は造成等を行い、原則としてフラットにすること。
庁舎建物の配置	本庁舎は、光・風等を考慮した配置とすること。
地元産資機材の利用	京築ひのき等京築地区で産出、生産または製造される資機材の利用促進を図ること。
シンボル性と緑化	設計にあたり、町のシンボリックな建物となるよう考慮すること。また、緑化についても考慮すること。
住民交流機能	1階や屋上・最上階スペース等に住民プラザ等を設置し、絵画等の展示スペース・観光等町の情報発信コーナーを確保する。また、外壁を利用し、JRや国道で築上町を通過する人にも情報発信できる設備を検討すること。
壁や床	内壁・床は明るい色を採用すると共に、床面は歩行者が滑りにくく、また、掃除がしやすい材料を採用すること。
網戸	執務室・会議室等の開閉を要する窓には、網戸を設置すること。
セキュリティ	庁舎内や駐車場等敷地内に防犯カメラを設置し、庁舎の出入口等の監視や防災監視装置を管理する管理警備室(仮称)を設置すること。
消火栓・消火器ボックス	原則として壁埋め込み式を採用すること。
AED・ストレッチャー・車いす	設置スペースを確保すること。



防災機能	
防災対策室	防災対策本部として、応急対応、復旧・復興の拠点としての機能を持たせること。情報発信を支援する情報通信設備機器、専用線や2系統化など信頼性の高い電話回線、大型モニター等を設置すること。また、非常時にパソコン他情報機器等を多数使用することを想定し、コンセントや電話回線を多く設置することを検討すること。
シャワー室	災害対応に従事する職員や一時避難者等が利用できるシャワー室を設置すること。
防災倉庫	防災資機材や非常用飲食物・マスク・消毒剤等を備蓄する防災倉庫を設置すること。
緊急避難場所	会議室等は災害発生時には緊急避難場所として対応できるよう可動式の壁等を採用すること。
非常用発電設備	災害等非常時に、燃料補給することなく72時間以上電力を供給できる非常用発電(自家発電)設備を設置すること。
給排水設備	災害等非常時に、72時間以上活動できる上水を受水槽に貯留し、緊急用貯留層に排水できる設備を設置すること。
非常用トイレ	災害時の非常用トイレとして、敷地内にマンホールトイレ6基分を設置すること。
アマチュア無線設備	災害時に利用できるよう、アマチュア無線のアンテナを設置し、防災対策室内に受発信機器を設置するスペースを確保すること。
窓口サービスゾーン	
フロア	できるだけ低層階に集約し、見通しのよさを重視したオープンフロアとし、快適で十分な待合スペースを確保すること。
総合案内	来庁者の用件を伺い、各係窓口への案内等を行う総合案内係を設置すること。
受付番号処理システム	住民課・税務課・福祉課等の窓口サービスゾーンに、受付番号処理システムを設置し、受付順を電光掲示板で表示すること。
カウンター	相談を伴う窓口にはローカウンターを設置すること。ローカウンターは車いす利用者に配慮した高さで構造とすること。また、プライバシーの保護に配慮するため、パーテーションを設置すること。 カウンターはカーブ等で来庁者に一目で分かるよう工夫すること。
相談室	相談者のプライバシーを守るため、利用者の多い低層階に相談室を設置すること。
情報表示設備	
出退表示器	町長・副町長・教育長及び議員の出退表示器を設置し、庁内の各関係部署で確認できるようにすること。
遠方監視システム	上水道課を配置する位置に、水道の遠方監視システムを設置できるようにすること。
電子掲示板	来庁者に対する情報提供(各種会議ほか)や展示・啓発ができるよう、電子掲示板等を設置すること。



<b>機械設備</b>	
発電設備	蓄電池付太陽光発電・風力発電・雨水利用発電等自然エネルギーを利用した発電設備の採用を検討すること。
空調機器	運転コスト削減のため、分散式(個別パッケージ式)の採用を検討すること。
<b>電気設備</b>	
電灯	LED等の採用を検討し、ライフサイクルコストの削減に努めること。
電話機	録音機能付電話機の採用を検討すること。
<b>給排水設備</b>	
トイレ	各階には、多機能トイレを1カ所設置する。多機能トイレは、車イス及びオストメイト対応とし、ベビーチェア、オムツ替え用ベッド及び子ども用便器を設置すること。 乳幼児を連れた来庁者が多いと想定される階の一般トイレには、子ども用便器も設置すること。
	大便器は、洋式便器(温水洗浄便座・擬音発生装置付)を設置し、便座除菌クリーナーを設置すること。
	各トイレに緊急呼出設備を設置し、管理警備室(仮称)等で確認できるようにすること。
<b>付帯施設</b>	
バスロータリー・停留所	バス転回用ロータリーと停留所を設置すること。
タクシー乗降スペース	庁舎と隣接する位置に乗降スペース1~2台分設置すること。
障害者用駐車場	障害者用駐車場は屋根付きとし、庁舎への通路も屋根付きとすること
充電スポット	来庁者の電気自動車のための料金徴収が可能な充電スポット1基と公用車用充電スポット1基を設置すること。
<b>議会</b>	
情報発信	本会議・委員会の映像・音声を庁舎内各所のモニターやインターネット等で中継や記録が出来る設備を設置すること。
バリアフリー	車いす利用者が利用しやすいよう、ゆとりある席や通路幅を確保し、段差のない通路とすること。
傍聴席(議場・委員会室)	難聴者の補聴システム(磁気誘導ループ等)を設置し、難聴者が所有する補聴器が利用できる設備とすること。
	議場においては、乳幼児連れの人が傍聴できる場所(部屋)を設置すること。
議場・委員会室・議員控室	将来の議員数の変化に対応できるよう、また災害発生時などに一時的に防災スペースとして使用できるよう、可動式の机や椅子等を採用すると共に、各室間は可動式間仕切りを採用し、多目的に有効活用できるスペースとすること。



サーバー室

セキュリティ対策	水没及びセキュリティ対策のため3階以上の階層に配置し、出入口はカード式で施錠できる装置を設置し、窓は防犯ガラス及びシャッターを設置すること。
空調機器	サーバー室の空調機器は単独の物とし、停電等の復旧時に自動で起動する空調機器を採用すること。
電源	サーバー室の電源は、余裕を持った容量を確保し、非常時には本庁の非常用発電機から優先的に供給できる設備とすること。
消火設備	電算機器等に使用可能な消火設備(Co2等)を設置すること。

その他

授乳室・キッズコーナー	子育て関連の窓口や待合ロビー等に近接する位置に、授乳室・キッズコーナーを設置すること。
喫煙コーナー	各階のベランダ等屋外の適当な場所に、来庁者・議員・職員等が利用できる喫煙スペースを設置する。なお、適切な配置や設備により、受動喫煙を防止すること。
公衆電話・コピー機コーナー	来庁者が多い1階に公衆電話及び有料コピー機を設置するスペースを確保すること。
休憩室	窓口業務に従事する職員等が昼食スペースとして利用できる休憩室を設置すること。 休憩室等に、職員が歯磨きや化粧直し等ができるスペースを確保すること。
食堂・喫茶室等	庁舎内に食堂・レストランや喫茶室の設置を検討すること。
ドリンクコーナー	住民プラザ等に近接する位置に飲料の自動販売機等を設置できるスペースを検討すること。
ロッカー室	ロッカー室は各階毎に設置するよう検討すること。
資機材倉庫	敷地内に防災・上水道や道路・水路等の資機材保管する倉庫を設置すること。
書庫	書庫は庁舎外だけでなく、庁舎内の各階にも設置を検討すること。
洗い場	庁舎に近接した位置に、長靴等の洗い場及び泥落としマットを設置すること。
公衆無線LAN	住民や職員が利用できる公衆無線LANを設置すること。

駐車場

- ・ 来客者用 普通車 48台 障がい者用 2台以上
- ・ 議員用 14台
- ・ 公用車用 普通車 55台 障がい者用 1台以上
- ・ 職員用 普通車 203台 障がい者用 4台以上
- ・ マイクロバス 5台

駐輪場(屋根付)

- ・ 来客者用 10台
- ・ 職員用 20台